

保険の基礎と社会的役割

慶應義塾大学大学院理工学研究科
数理科学科特任教授

山内恒人

講師経歴

		所属	主な仕事
1981.04	1984.03	慶應義塾大学大学院工学研究科	工学修士
1984.04	1987.07	ソニー・プルデンシャル生命保険	数理業務 変額保険の導入
1987.08	1994.08	プルデンシャル生命保険	会社設立 リビングニーズの導入
1994.09	2000.03	AXA生命保険	会社設立 数理 商品開発
2000.04	2004.09	ソニー生命保険	商品・数理・ALM
1999.04	2001.11	筑波大学大学院経営政策科学研究科	法学修士
2004.10	2012.12	AXA生命保険	団体営業担当役員
(2007)	(2012)	SBIアクサ設立 ネクスティア生命に改称後 現アクサ・ダイレクト生命	会社設立〔インターネット生命保険会社〕商品・数理
2013.01	2013.03	ライフネット生命	コンサルタント
2013.05	2015.06	韓国 サムスン生命	顧問
2016.04		慶應義塾大学理工学研究科 特任教授	

日本アクチュアリー会正会員

大阪大学 数理・データ科学教育研究センター 非常勤講師 など

2009年「生命保険数学の基礎」（2014第2版）を東京大学出版会から出版

生命保険会社経営の 中心となる考え方

〔例〕経費効率に資する販売方針
危険差益を大事にする経営
権力の集中が回避されている

「短期」の収益目標は不要
〔例〕株価のヴォラティリティーで稼ぐ必要はない

健全な経営
方針

長期的に利益を生む
収益の確保

会社の健全な
永続性
＝ソルベンシーの確保

目的に即した
明確な
リスク管理

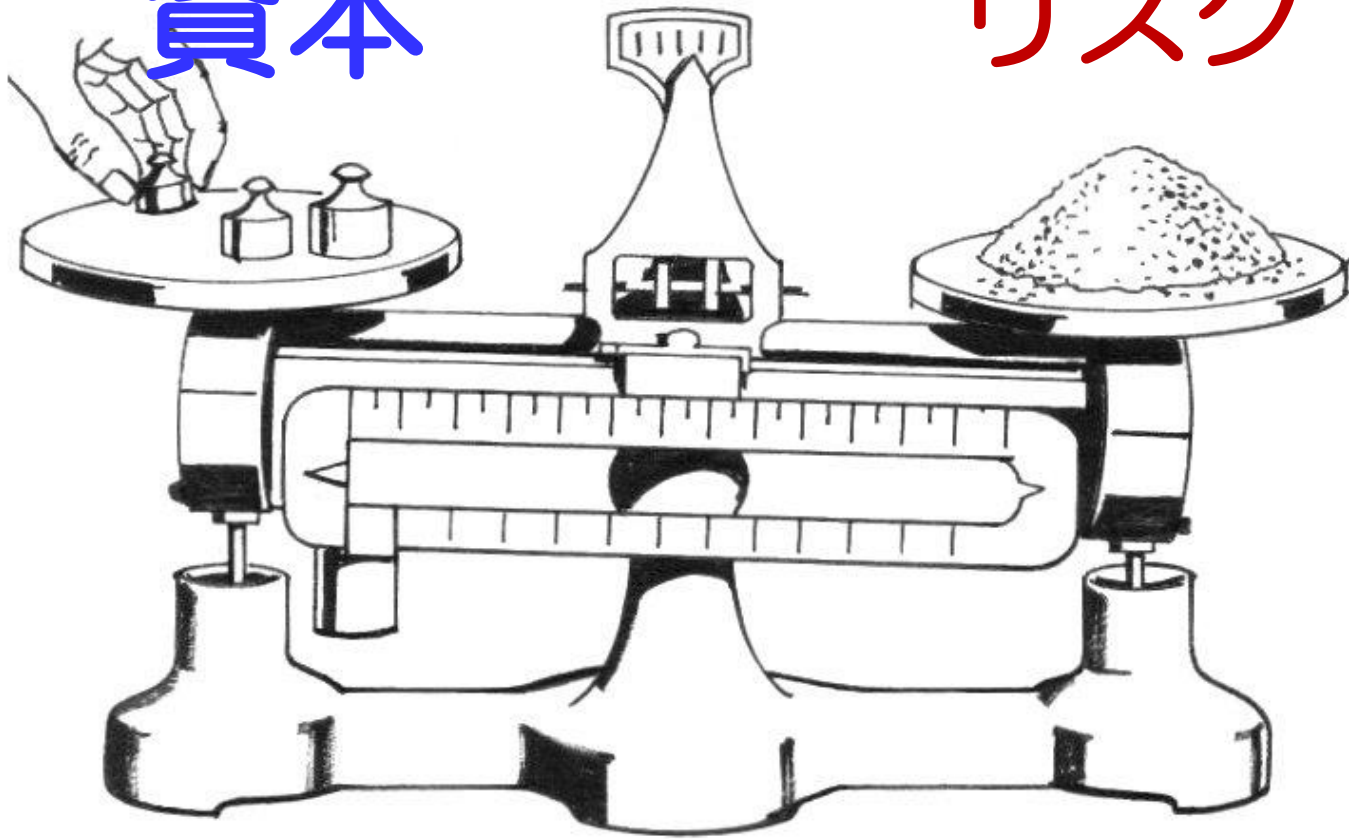
市場からの
信頼の確保

自社を知った上でのリスク管理
資本とのバランスがとれたリスク
管理

この「市場」とは
①資本市場
②顧客市場の双方をいう

資本

リスク



リスクを取ったらそれに
見合う資本が対応しなければならない

保険会社経営上の中核的な思想

会社の健全な永続性 〔ソルベンシーの確保〕

この目的に向かってのみ、
経営資源が注がれていると言って構わない

ただし、基本は「リスク管理」
リスク管理とは即ち『自社を知る』ことと同義

リスク管理

ALM

ERM

ソルベンシー基準

標準責任準備金制度

保険計理人/実務基準

取締役会の活性化

監査役の権限強化

明確な監督基準

国際的なソルベンシー基準

リスク管理を文化にする

リスク管理を学ぶ前に

リスク管理を学ぶまえにまずは
生命保険そのものを知る必要がある

本日の講義

- 生命保険の基本的な用語と登場人物
- 販売組織の現況
- 保険に関する契約法
- 保険料計算と利益源泉
- 過去に発生した大問題

生命保険の基本的な用語と 登場人物

保険法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。

一定の事由

病気で入院

死亡

自動車事故

ホールインワン

稀勢の里の優勝？

応じたものとして
保険料を支払う



自動車事故の発生の可能性を担保する保険加入にする⇒保険料を支払うことを了承する

保険法第2条

- 二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。
- 三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。
- 四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。
 - イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者
 - ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者
 - ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病（以下「傷害疾病」という。）に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

解釈

保険者＝保険会社以外にも共済組合、公共団体なども保険者になれるがこれらは会社ではない。従って、「保険者」と言っている。

保険者と保険契約者が「保険契約の当事者」である。後述する「被保険者」や「保険金受取人」達は重要な関係者ではあるが「保険契約の当事者」ではない
被保険者

損害保険契約 実質的には「財産上の給付を受ける者」

生命保険契約 保険給付のトリガーとなる人

保険法第2条

- 五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。
- 六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。
- 七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するものをいう。
- 八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。
- 九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

解釈

保険金受取人 = 生命保険契約・傷害疾病定額保険契約では保険給付が「金銭」に限られているので「保険金受取人」になれる。損害保険契約では「財産上の給付」を受ける者であるので「保険金」ということはできない。損害や被害を受けたものが、その損失填補を受けるので「被保険者」が保険給付の受領者となる。

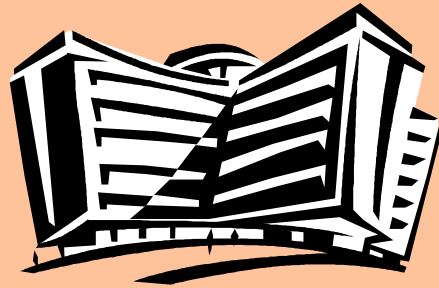
生命保険の登場人物

1. 保険者：ここでは保険会社のことと考えてください。これは保険制度のインフラを設営し、保険金を支払う義務を負う者です。
2. 保険契約者：保険制度の利用者です。保険料の負担義務を負います。
3. 被保険者：生命保険契約では、その人の生死が保険金支払の契機となるその対象となる人です。
4. 保険金受取人：保険者から保険金を受取る者をいいます。

登場人物以外の保険の用語

1. 保険事故：保険金請求の契機となる事象をいいます。生命保険契約の場合は被保険者の生存または死亡が保険事故となります。
2. 告知：健康状態など保険の引き受けをするために重要な事柄を保険契約者または被保険者から回答してもらおう制度です。知っていることを正しく答えてもらおう制度です。現在では告知書など会社が用意したものに回答する形で告知がなされます。
3. 保険給付：保険事故が発生した場合に保険者から給付されるものです。生命保険契約・傷

保険契約の構成要素①



保険者
生命保険会社

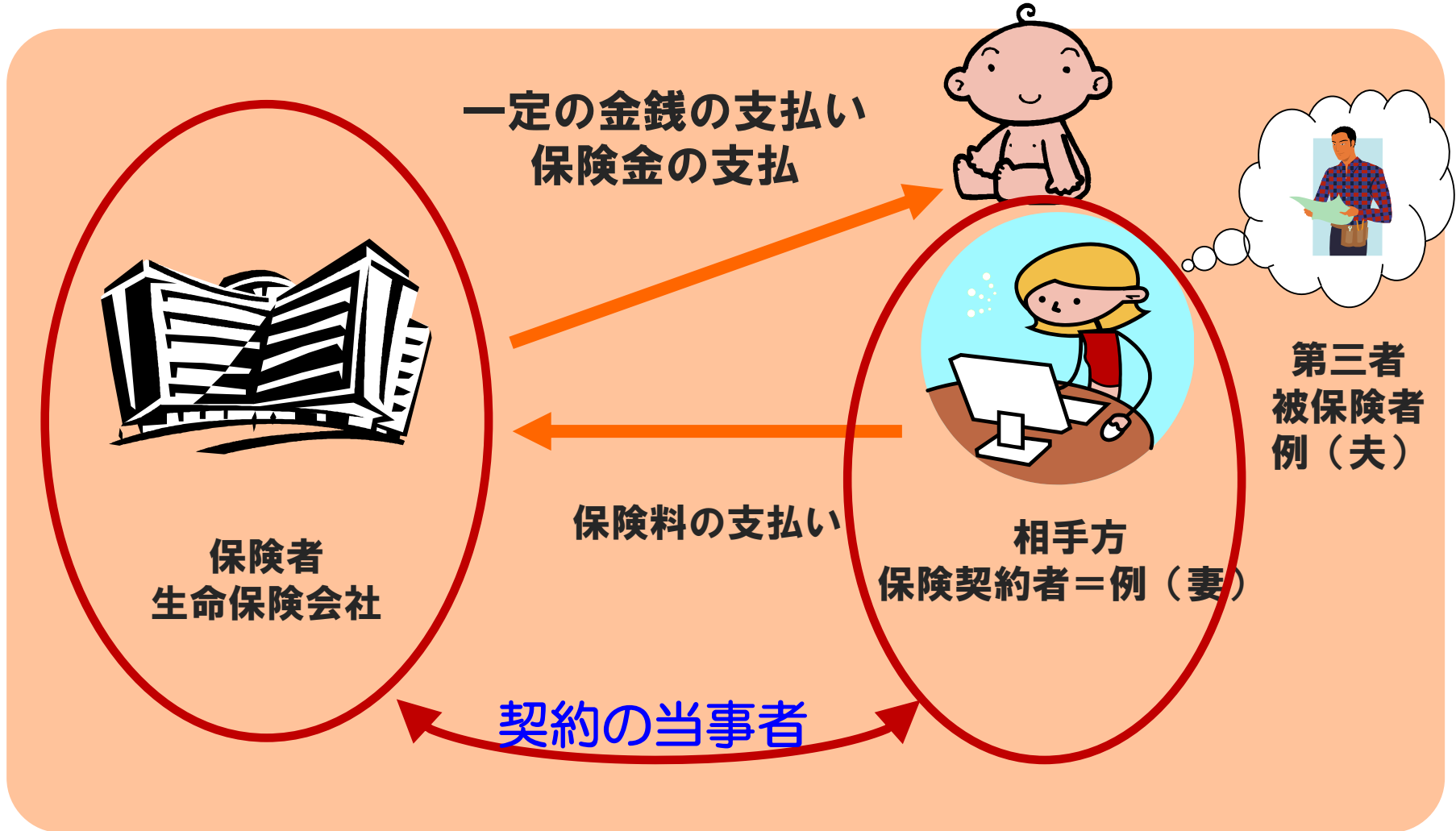
一定の金銭の支払い
保険金の支払



相手方
保険契約者

保険料の支払い

保険契約の構成要素②



保険契約の構成要素③

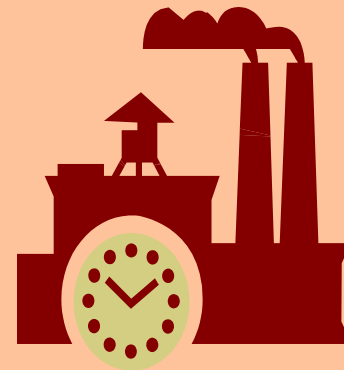


保険者
生命保険会社

一定の金銭の支
払い
保険金の支払



保険料の支払い



相手方
保険契約者 = 会社

第三者
被保険者 = 従業員



生命保険の用語　まとめの問題

〔設例問題〕

サザエさんは毎月4000円を支払って、マスオさんが死亡したときに息子タラオちゃんに3000万円の保険金が支払われる、という契約を磯野生命保険株式会社と交わしました。

このとき次に該当する人や数値は何でしょうか

1. 保険契約者：
2. 保険者：
3. 保険事故：
4. 被保険者：

生命保険と損害保険①

生命保険

1. 定額保証
2. 「人」が対象
3. 長期的な保障が多い
4. 医療保険も販売

代表例

- a. 定期保険・終身保険
- b. 養老保険
- c. 医療保険

損害保険

1. 実損填補
2. 基本的に「物」が対象
3. 短期的な保障が多い
4. 医療保険も販売

代表例

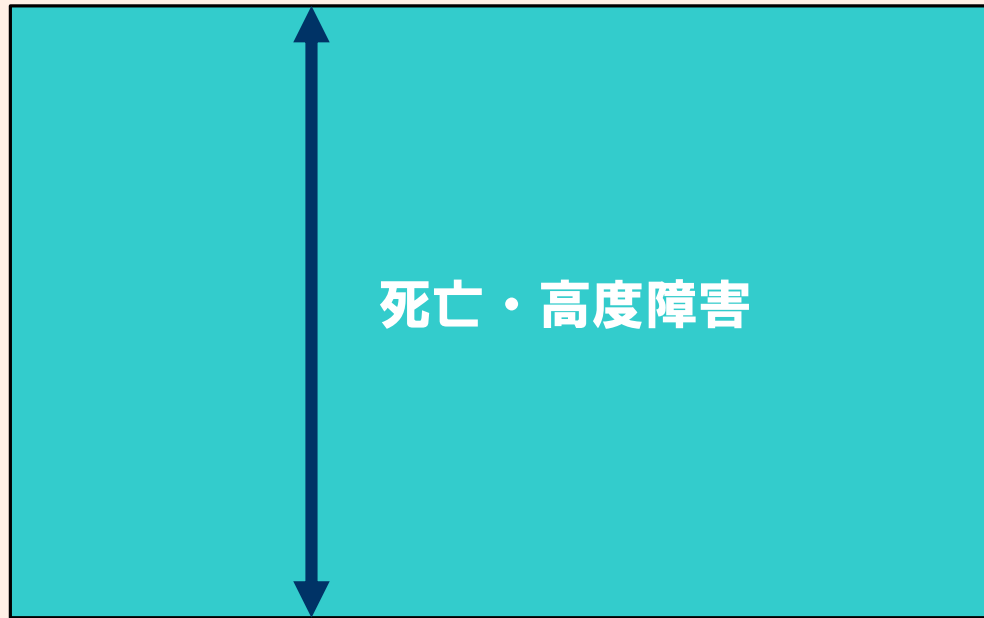
- a. 自動車保険
- b. 火災保険
- c. 医療保険

生命保険の代表的商品

商品類型	保険事故	代表的な商品
死亡保険	被保険者が死亡したとき	定期保険 終身保険
純粋生存保険	被保険者が一定期間経過後に生存しているとき	年金保険などがあるが、純粋な生存保険はない 本当の純粋生存保険は過酷な状態を生み出す可能性がある。
生死混合保険	被保険者が保険期間内で死亡するか、保険期間の一定時に生存しているとき	養老保険
医療関連保険	被保険者の入院・手術など多種多様	いわゆる医療保険 介護保険など

死亡保險①

定期保險



加入

滿了

死亡保險②

終身保險



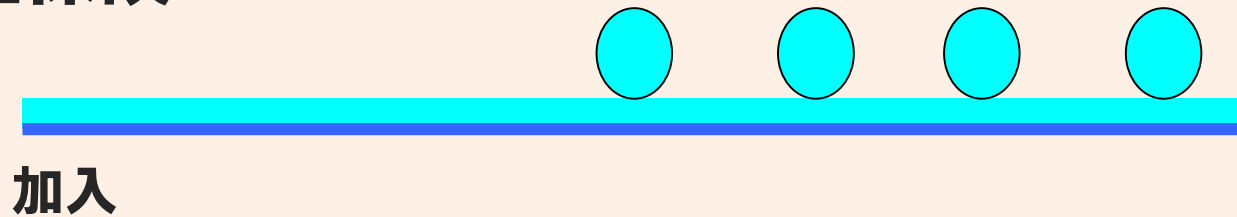
加入

生存保險

純粹生存保險

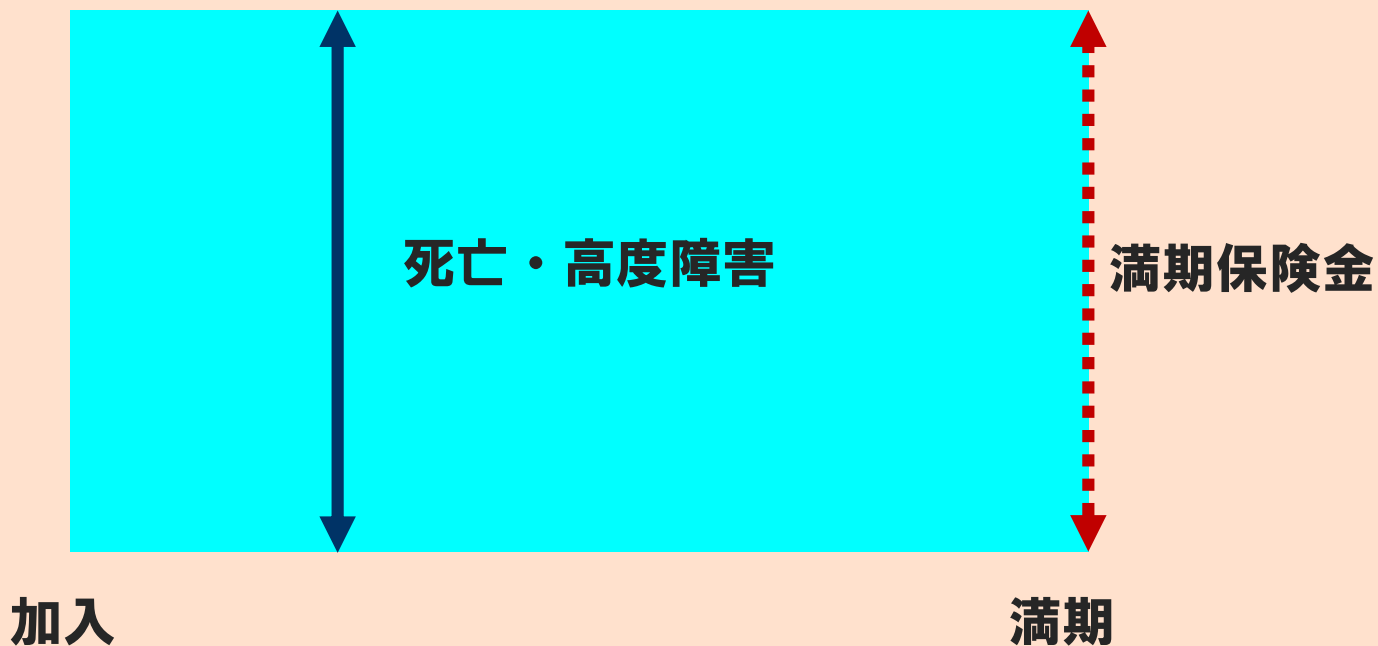


年金保險

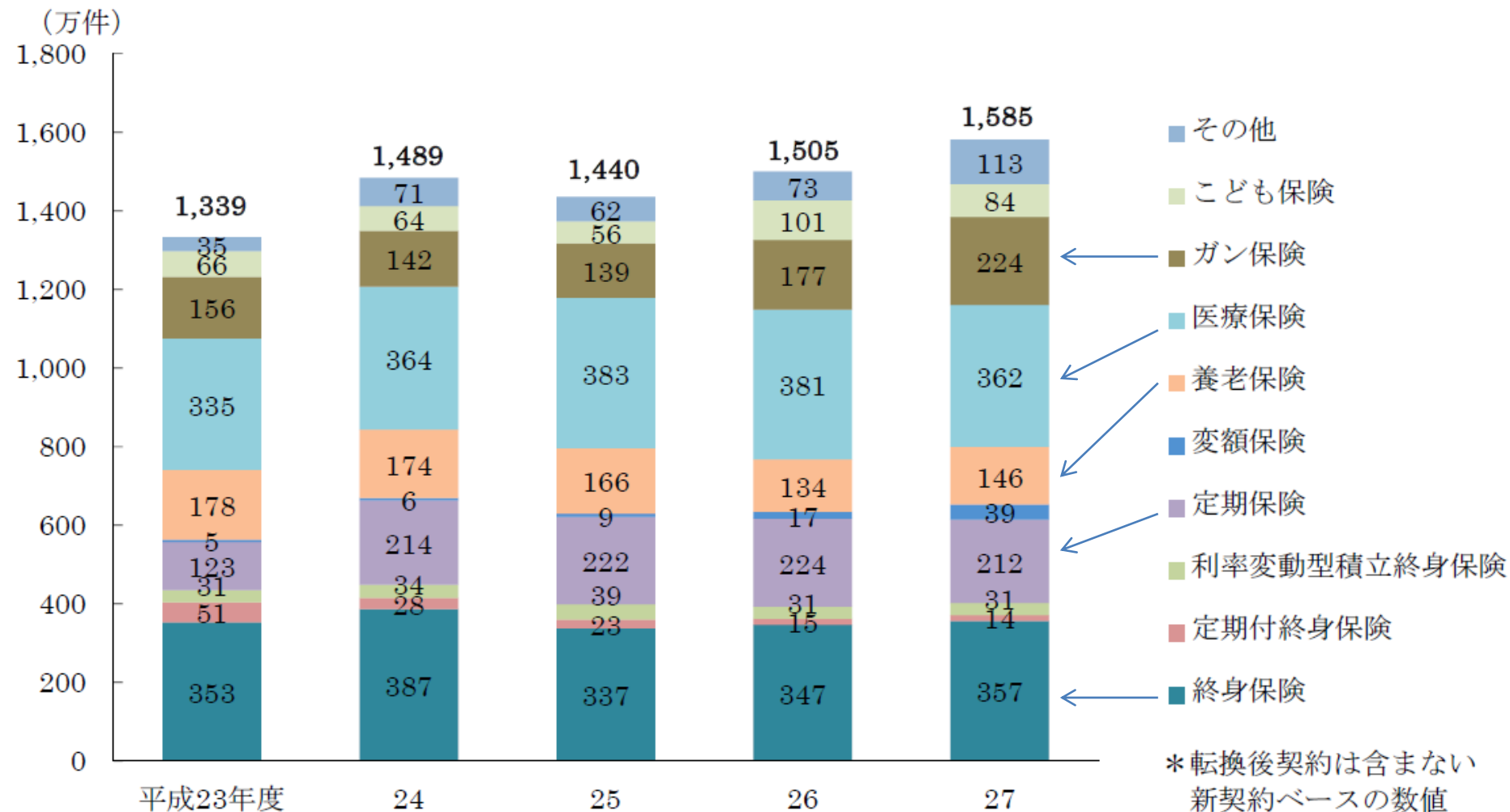


生死混合保險

養老保險



個人保険の種類別新契約件数の推移



保険会社の組織論

保険会社

相互会社

所有者＝保険契約者（社員）
会社利益⇒保険契約者（社員）
意思決定機関⇒社員総代会
資本金はなく基金がある
日本の大手生保

株式会社

所有者＝株主
会社利益⇒株主
意思決定機関⇒株主総会
資本金がある
第一のほか外資 中小生保

一般事業会社の貸借対照表

参考

資産の部	負債の部
流動資産 現金預金 受取手形 売掛金 短期貸付金 商品 製品 など	流動負債 支払手形 売掛金 短期借入金 など
	固定負債 社債 長期借入金 退職給付引当金 など
固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資 など	純資産の部
	資本金 資本剰余金 利益剰余金 評価差額金等
資産の部合計 (A)	負債の部・純資産の部合計 (B)

次のページとは異なる雰囲気を感じ取っていただきたい

生命保険会社の貸借対照表

貸借対照表(全42社合計)

2015年3月末日

(単位:百万円)

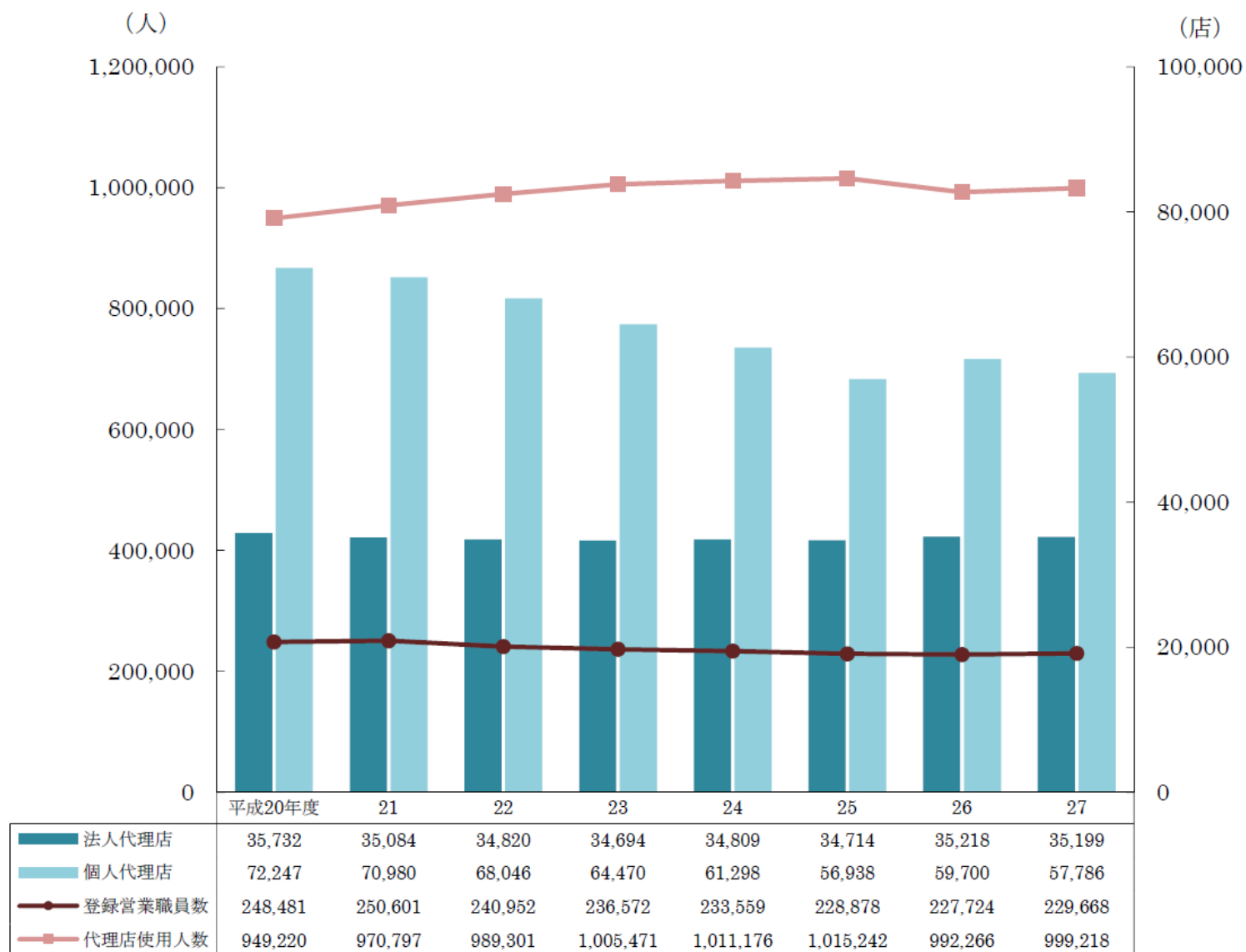
資産の部			負債及び純資産の部		
		構成比			構成比
		%			%
有価証券	299,429,547	81.5	保険契約準備金	318,031,215	86.6
貸付金	36,810,301	10.0	うち責任準備金	311,405,876	84.8
その他	31,015,396	8.5			
			負債の部合計	341,128,178	92.9
			純資産の部合計	26,127,043	7.1
資産の部合計	367,255,244	100.0	負債及び純資産の部合計	367,255,244	100.0

通常とは異なる貸借対照表

〔負債に応じたポートフォリオを資産の部で構成している〕

販売組織の現況

図表 55 年度末登録営業職員数、登録代理店数および代理店使用人数の推移



*代理店使用人数は、法人代理店使用人数と個人代理店使用人数の合計

現況：インターネット生保

岩瀬社長「事業モデル 修正必要」 「他社参入、予想より早かった」

2016/8/1 3:30

日本経済新聞 朝刊

6月末にライフネット生命保険の共同創業者、出口治明会長（68）が最高経営責任者（CEO）を外れ、岩瀬大輔社長（40）が経営のかじ取りを担う。保険業界で再び躍進するための戦略と課題は何か。岩瀬社長に聞いた。

——設立から10年をどう振り返るか。

「（情報開示などで）保険業界に問題提起するなど社会的な役割を果たせた一方、思うように成長できていない歯がゆさもある」

「国民の『慣性』が強かった。保険の対面販売は100年以上続けてきたスタイル。（ネット販売に）経済合理性があっても社会の慣習は容易に変わらない」

——競合他社の参入が増えてきた。

「（他社の参入が）思ったよりも早かった。ネットでしか得られない顧客層や乗り越えられない壁があるからだろう。そういう意味で経営の方向性は間違っていない。当初はネット販売が斬新で、新しい価値を提供できたが、今は事業モデルの修正を迫られている。これまで築き上げた土台から、どう発展させていくかが次の課題になる」

——KDDIとの提携などで販路を広げた。

「環境の変化に応じて手法を変えていくのは当然。強い顧客基盤を持つ企業と提携して保険を売る考えは当初からあった」

「生保レディー」なぜいま増加 評価法変え離職減／客とつながり重視

2016/9/19 3:30情報元日本経済新聞

「生保レディー」が再び増えている。生命保険協会によると、生命保険会社の営業職員が6年ぶりに増加に転じたことが分かった。インターネット販売や保険ショップの台頭で、従来型の訪問営業は劣勢のはず。現場を早速訪ねてみた。

企業や家庭を訪問する生保の営業職員は女性が9割超を占める。生命保険協会に聞いてみると、ピーク時は45万人近くいたが、1990年代以降は減少の一途をたどってきた。低成長下で販売ノルマをこなせず、離職するケースが相次いだためだ。ところが金融庁に登録する職員数は、2016年3月末時点で22万9668人と6年ぶりに増えたことが分かった。

「離職者が減ったことが大きい」。大手生保の担当者はこう口をそろえる。2社で全体の半数近い10万人弱の営業職員を抱える日本生命保険と第一生命保険では、入社6年目まで働き続ける職員の割合を示す「5年後在籍率」がこの5年で3～5ポイント改善した。

最大の要因は給与につながる業績評価の見直しだ。**第一生命は既存契約の継続を重視する給与体系を段階的に導入**。新規契約の金額や件数だけでなく、日常的に接する顧客数を評価対象に加えた。

昨年度からは若手を対象に小口の契約でも顧客を増やす努力を評価し、職歴の浅い職員でも成績を上げやすくした。営業業務課の田中健太郎課長は「大口契約を重視する評価基準では職員の成績が伸びづらく、離職を招く要因になっていた」と振り返る。

[続く]

「生保レディー」なぜいま増加 評価法変え離職減／客とつながり重視 2016/9/19 3:30情報元日本経済新聞 [承前]

営業職員の増加は人件費負担を増やす。それでも生保各社が職員のつなぎ留めに力を入れるのはなぜか。ネットや銀行窓口、保険ショップでの販売は顧客が頻繁に保険を替える可能性が高く、長く関係を築きづらいという事情がある。顧客と信頼関係を築き、付き合いが密接になれば、生活スタイルの変化に合わせて様々な保険商品を提案する機会も増える。

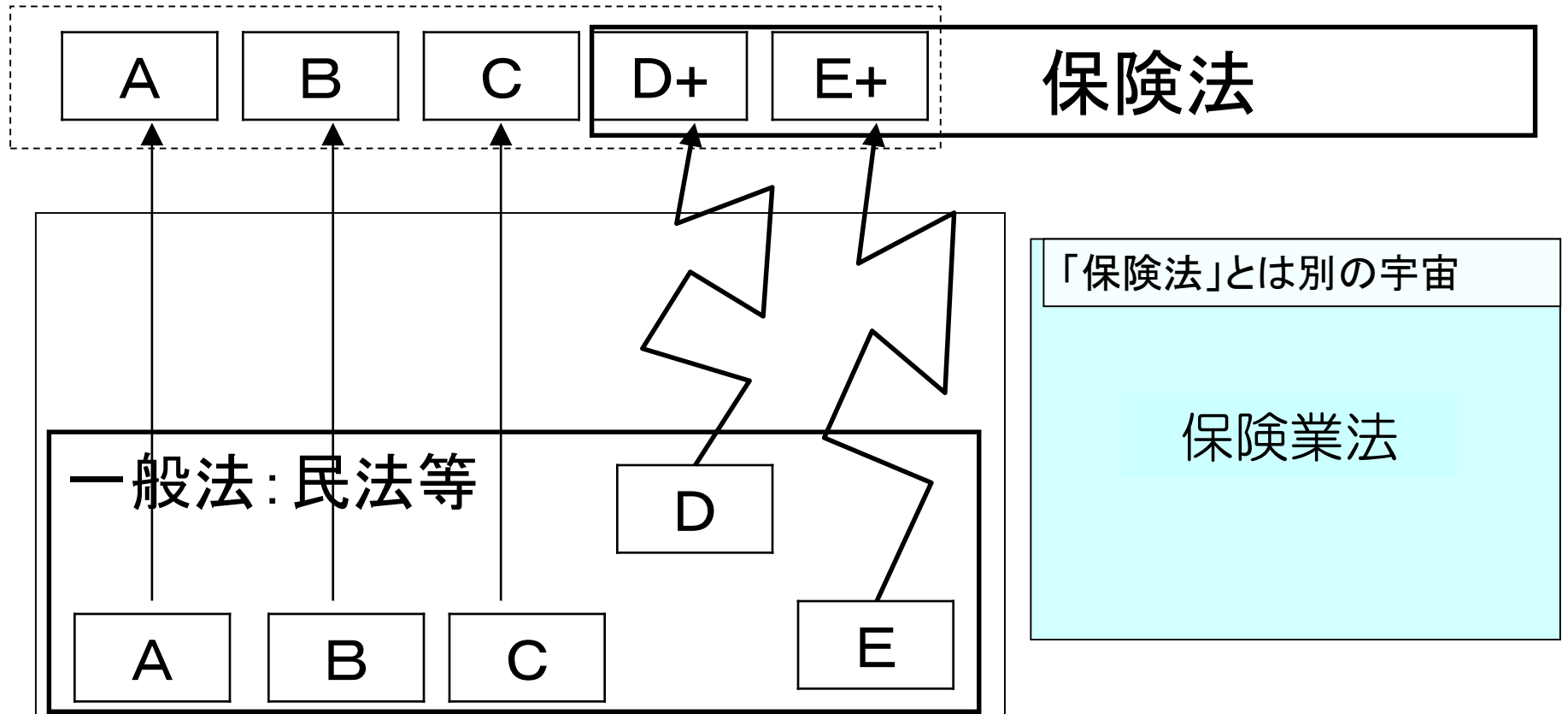
職員の定着は経営の安定にもつながる。担当者が頻繁に代わると顧客との関係が薄くなり、アフターサービスがおろそかになりやすく、それが解約につながる悪循環を招いてきた。成果も出ている。生命保険協会がまとめた15年度の解約・失効率は5.9%と10年前から3ポイント改善した。

小口の契約も評価に加えた背景には、保険契約者の変化がある。単身や共働きの世帯など家族形態が広がり、世帯主の父親に一家の大黒柱として死亡保険を勧める営業手法は通じなくなった。日本生命や住友生命保険も顧客への定期訪問で継続率が高まれば成績が上がりやすくなる仕組みを採り入れている。

ネットや保険ショップの普及で、顧客の顔の見えない販売チャネルが広がる。顧客とのつながりを重視する営業への回帰は、生活に安心を与える「保険」の特性にかなっているように思える。

保険に関する契約法

法律のヒエラルキー



- 一般的なルールとして性質の許さないものを除きデフォルトとして民法などの一般的な法が適用
- 基礎となる法をそのまま使用すると不都合な場合は何らかの手当てをしないとデフォルトルールが適用されてしまう

保険法 第1章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

○ 成立・効力・履行・終了

○ 他の法令とは→主に民法（消費者契約法）

保険法 第1章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。
- 二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。
- 三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

保険法 第1章 総則

- 四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。
- イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者
 - ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者
 - ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病（以下「傷害疾病」という。）に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者
- 五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。
- 六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。
- 七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するものをいう。
- 八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。
- 九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

告知書の例（あくまで一例）

告知書概要 <ご質問項目について>

実際に告知書に記入される際に、その日時点の状態をご記入いただきます。

1

ご記入日（契約申込日・意向確認日・告知日）

2

被保険者の職業について（専業主婦・学生・乳幼児・年金生活者含めご記入）

※学資保険については、契約者の職業となります。

3

最近3カ月以内に医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか？

4

過去2年以内に健康診断・人間ドックで異常の指摘※1をうけたことがありますか？

（検査・再検査の結果、異常がなく診療完了した場合は除きます。）

※1：異常の指摘とは、経過観察や再検査、治療をうけるように指摘されたことをいいます。

5

過去2年以内に医師から経過をみるための診察・検査をうけるようすすめられたことがありますか？（1年に1回の経過観察をうけている場合も含みます。）

告知書の例（あくまで一例）

6

過去5年以内に手術を受けたこと、または継続して7日以上入院をしたことがありますか？※2

※2：手術には、帝王切開・内視鏡手術・レーザー手術なども含まれます。女性の場合、妊娠・分娩に伴う異常による手術・継続して7日以上入院を含みます。ただし、正常分娩による入院は除きます。

7

過去5年以内に初診から終診までの期間が7日間以上にわたる医師の診察・検査・治療・投薬※3を受けたことがありますか？

※3：1回の診察で7日分以上の薬をもらった場合なども含まれます。

8

現在手・足の欠損または機能に障害がありますか？または背骨（脊柱）・視力・聴力・言語・そしゃく機能の障害、著しい記憶の障害、知的障害がありますか？

9

満16歳以上の女性の場合は必ずご記入ください。

現在妊娠していますか？

告知書の例（あくまで一例）

ご確認ください

- ★現在、入院中の方または入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- ★質問「9」が <はい> の場合、妊娠8ヵ月（28週）以上の方はご契約をお引受できません。
- ★健康状態・今までの病歴・ご職業などによっては、ご契約をお引受できない場合があります。
- ★責任開始期前に発生した疾病・傷害を原因とする保険金などはお支払いの対象とならない場合があります。
- ★告知質問の内容は、実際のお申込みで使用される告知書を必ずご確認ください。

保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

（被保険者の同意）

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

旧商法

第六百七十四条 他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者力保険金額ヲ受取ルヘキ者ナルトキハ此限ニ在ラス

- 2 前項ノ保険契約ニ因リテ生シタル権利ノ譲渡ニハ被保険者ノ同意アルコトヲ要ス
- 3 保険契約者力被保険者ナル場合ニ於テ保険金額ヲ受取ルヘキ者力其権利ヲ譲渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合ニ於テ権利ヲ譲受ケタル者力更ニ之ヲ譲渡ストキ亦同シ

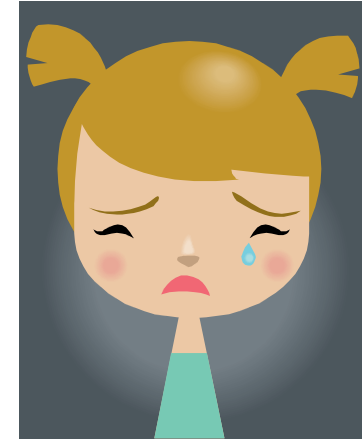
保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

- 日本では同意主義を採用している
- 被保険利益の存在は生命保険契約では必要としていない
- 損害保険では「被保険利益」の存在は重要
- 英米法などでは「被保険利益」の存在は生命保険契約でも必要である
- 米国の被保険利益の淵源は「愛情」にある

被保険利益 とは



家が焼けて困った



家が焼けていなければ得ていたであろう利益があるはず
この女性はこの家に対して「被保険利益」を有していた

当該保険事故なかりせば得ていたであろう利益を

「被保険利益」

といいます

被保険利益 とは



亡くなる



夏目漱石が今現存するとして・・・

夏目漱石が現存するとして

皆さんの中で漱石の死で経済的に困る人がいますか??

経済的な損失を受けない皆さんは

夏目漱石に対して

「被保険利益」を持っていません

被保険利益 とは

昔のイギリスでは（18世紀までは）有名人や政治家、王族に至るまで、だれがどれくらいで死亡するかで賭けが行われていた。

そこに生命保険も使われていた

要するに単なるバクチ

18世紀にこれを取り締まるために

「被保険利益」を持っていない者が保険契約を組成することはできないという法律がイギリスで誕生した

（Life Assurance Act 1774）

From and after the passing of this Act no insurance shall be made by any person or persons, bodies politick or corporate, on the life or lives of any person, or persons, or on any other event or events whatsoever, wherein the person or persons for whose use, benefit, or on whose account such policy or policies shall be made, shall have no interest, or by way of gaming or wagering; and every assurance made contrary to the true intent and meaning hereof shall be null and void to all intents and purposes whatsoever.

(生命保険契約の締結時の書面交付)

第四十条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 保険者の氏名又は名称
- 二 保険契約者の氏名又は名称
- 三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
- 五 保険事故
- 六 その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行うものとして生命保険契約で定める期間
- 七 保険給付の額及びその方法
- 八 保険料及びその支払の方法
- 九 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨
- 十 生命保険契約を締結した年月日
- 十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

最近では保険証券とは言わない会社も増えてきた
保険証券は単なる「証拠証券」であって「有価証券」ではない

第二節 効力

(第三者のためにする生命保険契約)

第四十二条 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

「生命保険の買取」では、上記枠内の項目も論点になっていく

第43条 受取人の変更は、現受取人への通知や新受取人への通知など必要でしょうか？（誰に対して意思表示をするのでしょうか）

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(保険金受取人の死亡)

第四十六条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(危険の減少)

第四十八条 生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(強行規定)

第四十九条 第四十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第46条 何も書いていなければ均等分割が前提(保険金は受取人の固有財産)

第49条 これは「片面的強行規定」と言われるもの

＝契約者側(保険金受取人や被保険者を含む)に不利な変更は認められない

第三節 保険給付

(被保険者の死亡の通知)

第五十条 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(保険者の免責)

第五十一条 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が自殺をしたとき。
- 二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- 四 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

(保険給付の履行期)

第五十二条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(強行規定)

第五十三条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)

第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

一 生命保険契約の締結の時ににおいて、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

解除権は形成権＝相手方の同意は不要

(重大事由による解除)

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約（第一号の場合にあっては、死亡保険契約に限る。）を解除することができる。

- 一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。
- 二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

(被保険者による解除請求)

第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができる。

- 一 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合
- 二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 三 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三十八条の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる。

第57条 重大事由解除は「反社会的勢力」排除の切り札

第58条 どのような場合に使用されるか考えてみよう

(解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、**将来に向かってのみその効力を生ずる。**

- 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。
 - 一 第五十五条第一項解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。
 - 二 第五十六条第一項解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。
 - 三 第五十七条同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

『将来に向かってのみその効力を生ずる』
という言い回しに慣れるように
解除に伴う原状回復義務がなくなる

第2項第1号但し書きは『相当因果関係不存在』
の場合の保険給付義務について記載している
ただし、解除の効果として支払うのであって
解除ができないとか解除を打ち消して支払うわけではない

保険料計算と利益源泉

保険料の計算

保険会社の主なキャッシュフローは

保険料 → 収入

保険金 → 支出

保険会社の副次的なキャッシュフローは

利息 → 収入(支出)

事業費 → 支出

純保険料

営業保険料



営業保険料計算の仮定

• 予定の集合体

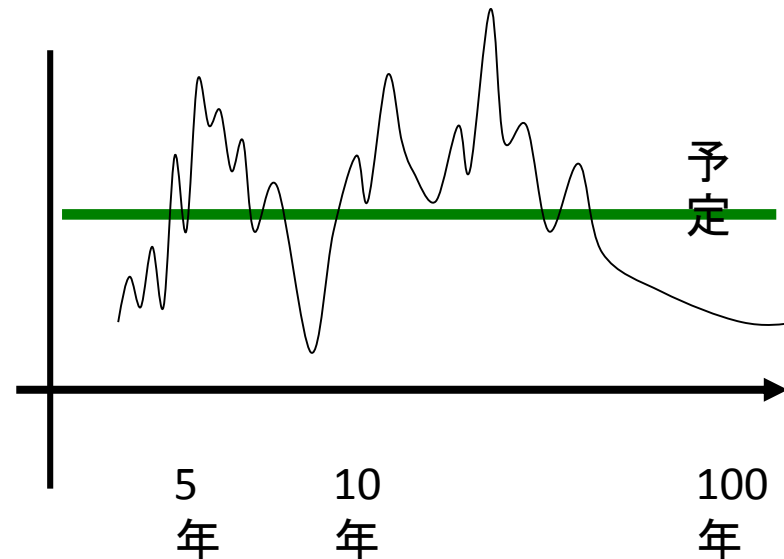
- 予定発生率（死亡率・入院手術等発生率など）
- 予定利率（長期の金利予測）
- 予定事業費率



アクチュアリーには保守的な視点が求められる



損害保険とは異なり保険料を変更することは基本的にできない



生命保険会社の利益源泉

保険料の計算基礎

予定死亡率

予定利率

予定事業費率

予定と実際の差異から生じるものが利益源泉

予定死亡率

予定より死亡者が少ない

死差益(危険差益)

予定利率

予定より利回りがよい

利差益

予定事業費率

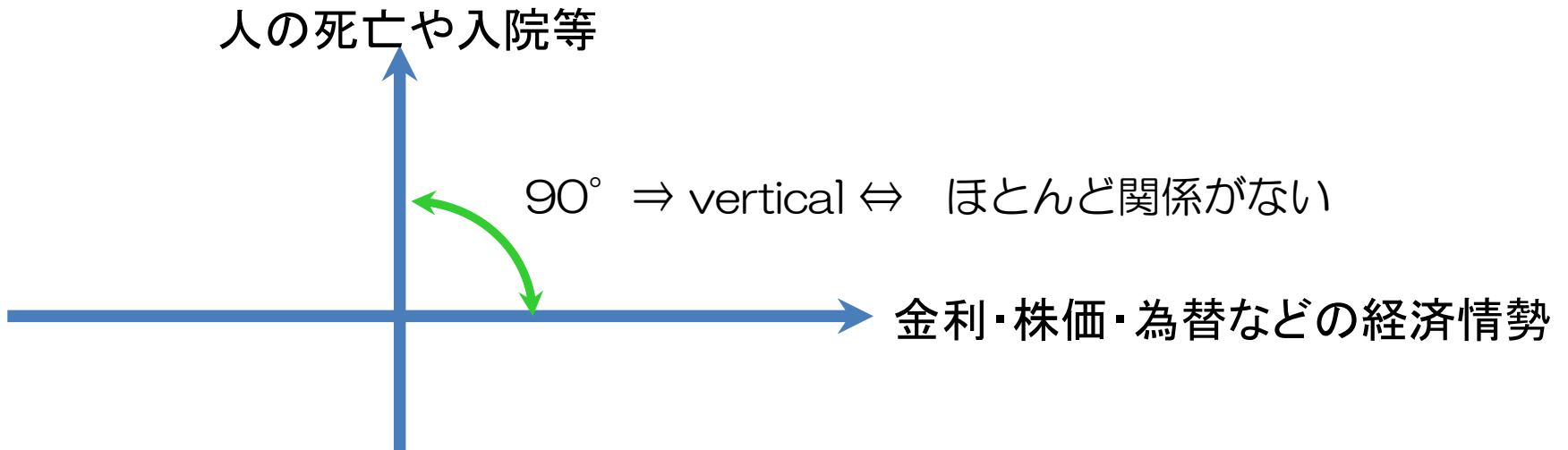
予定より事業費が少ない

費差益

生命保険会社の利益源泉

死亡・入院等を利益源泉とすることは
保険事業以外には認められていない

人が死亡することや人が入院等をする
ことは金利・株価・為替とは関係ない



- 経済情勢と人の死亡などに相関性がない（垂直の関係にある）
- 保険会社の収益はそれほど経済情勢に左右されない（左右されないはず）
- 経済情勢に左右される商品を主力商品にしてはいけない（持ち味が損なわれる）

生命保険会社の利益源泉

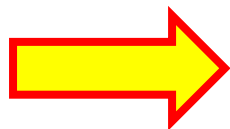
単位：億円

日本生命	H23	H24	H25	H26	H28
基礎利益	5,443	5,465	5,924	6,790	6,349
利差	316	317	1,147	1,906	1,482
危険差	4,510	4,477	4,048	4,089	4,325
費差	615	670	727	795	541



単位：億円

アフラック	H23	H24	H25	H26	H28
基礎利益	2,028	1,623	3,252	4,530	2,586
利差	30	-93	258	437	208
危険差	1,859	1,555	2,665	3,617	1,899
費差	139	162	329	475	479



危険差益が安定的な収入源

過去に発生した大問題

低金利の三つの局面

金利下降局面は生命
保険にとって常にNG

解約原因の正しい理解
金利上昇は解約促進につながるか？
実は常識が通用しない世界

下降局面

上昇局面

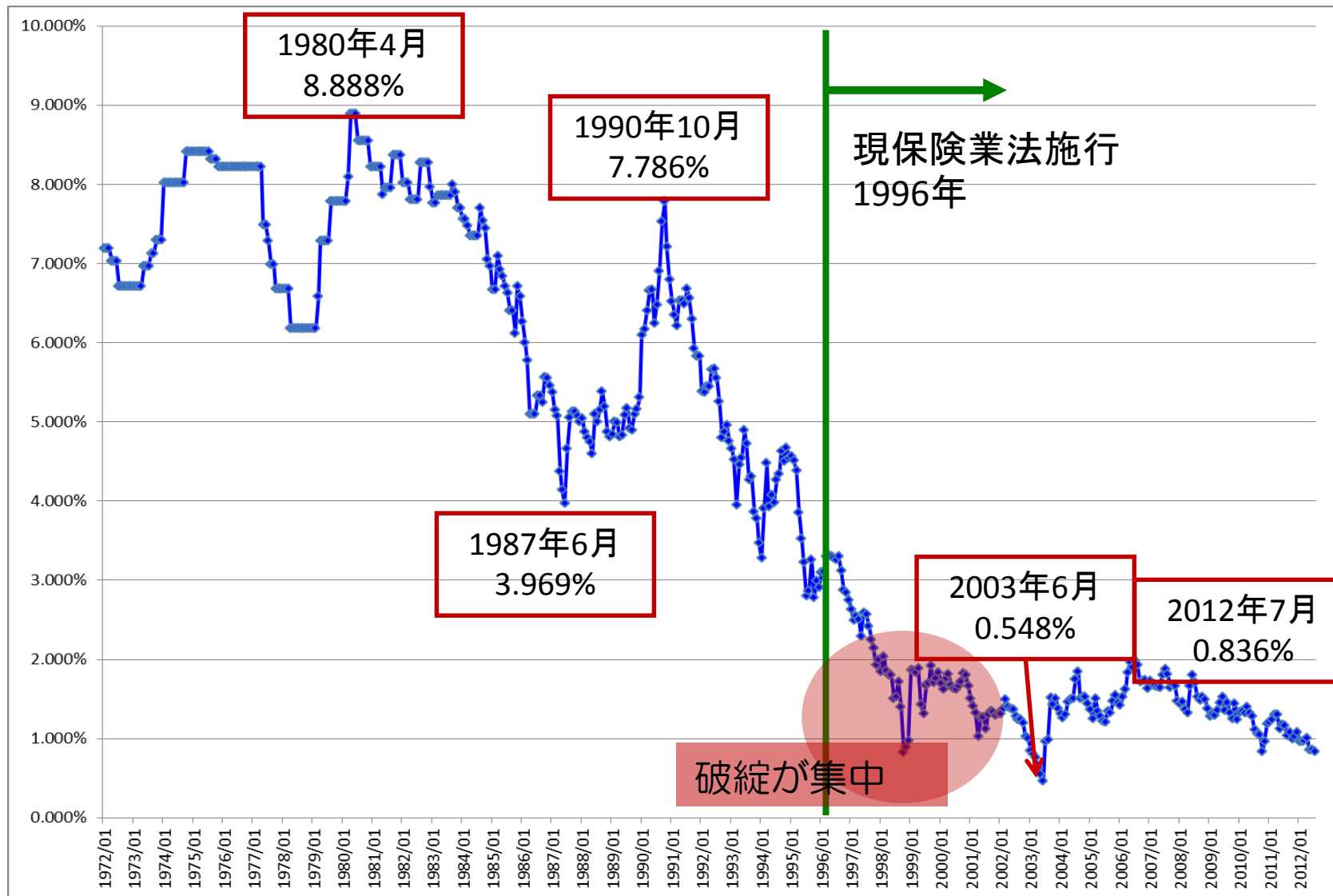
持続局面

保有債券の
価値の暴落

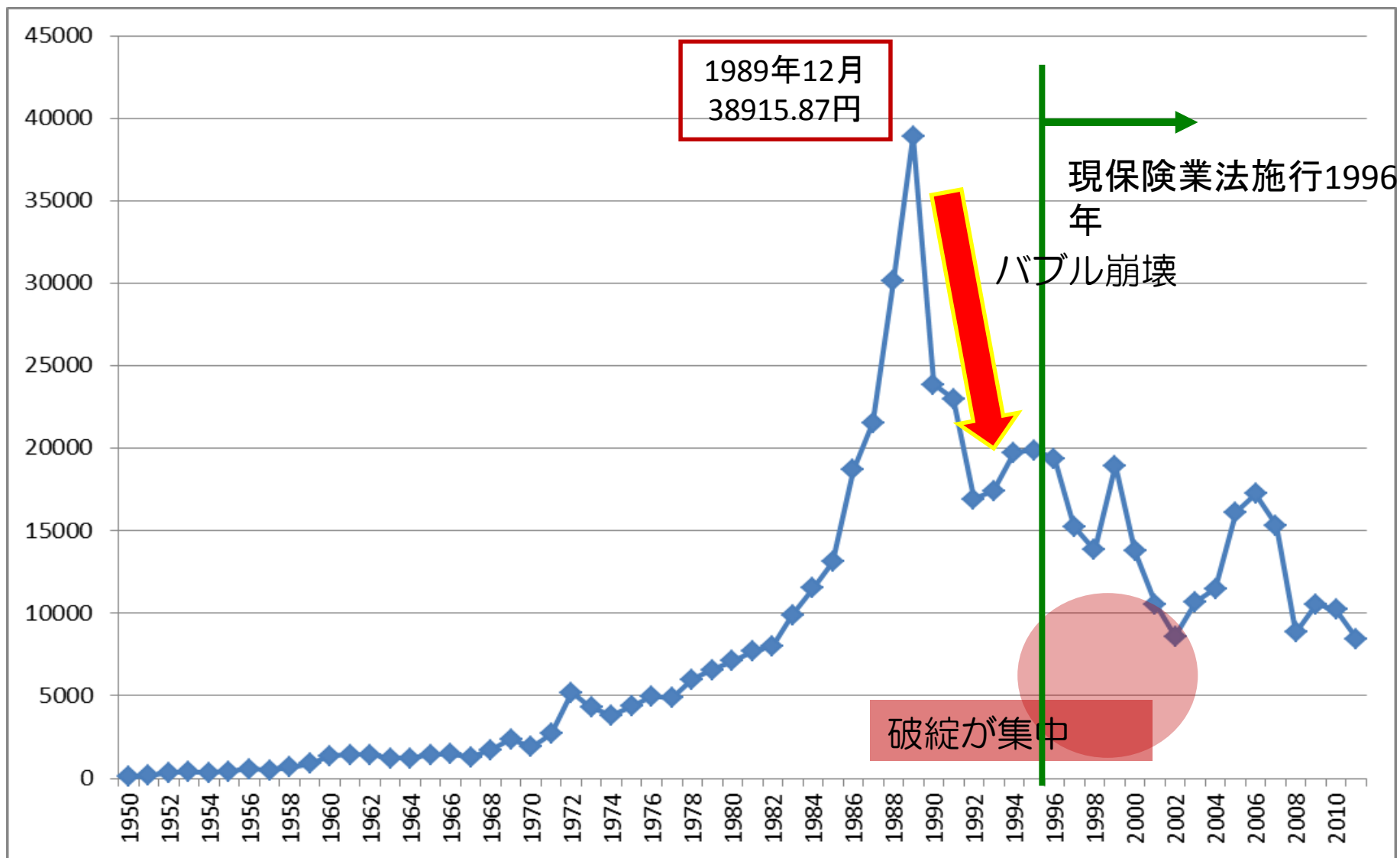
日本

?

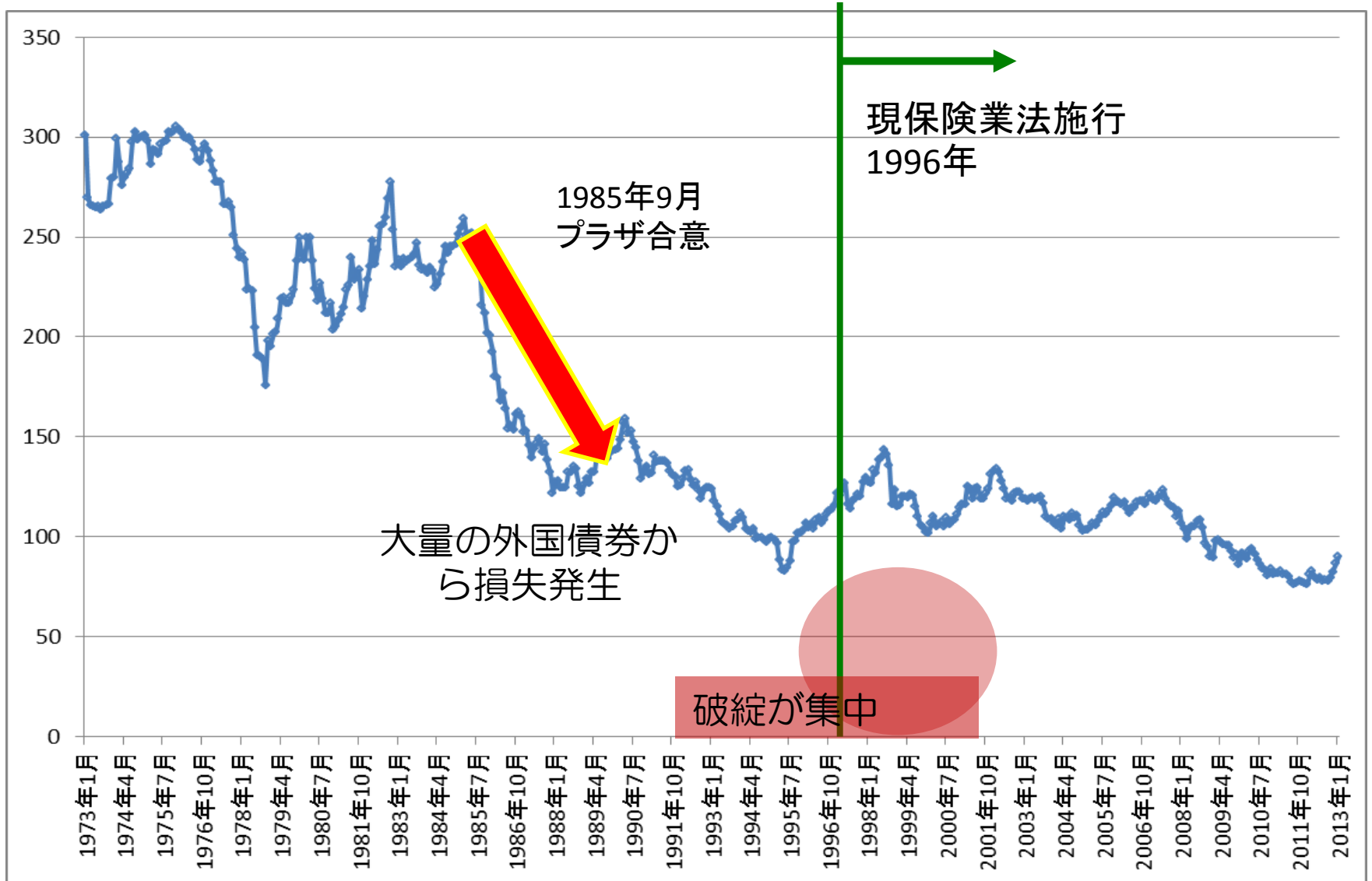
過去40年間の国債の応募者利回り [月別データ]



日経平均の年末値（各年の12月末の取引最終日）1950～



円ドルレート

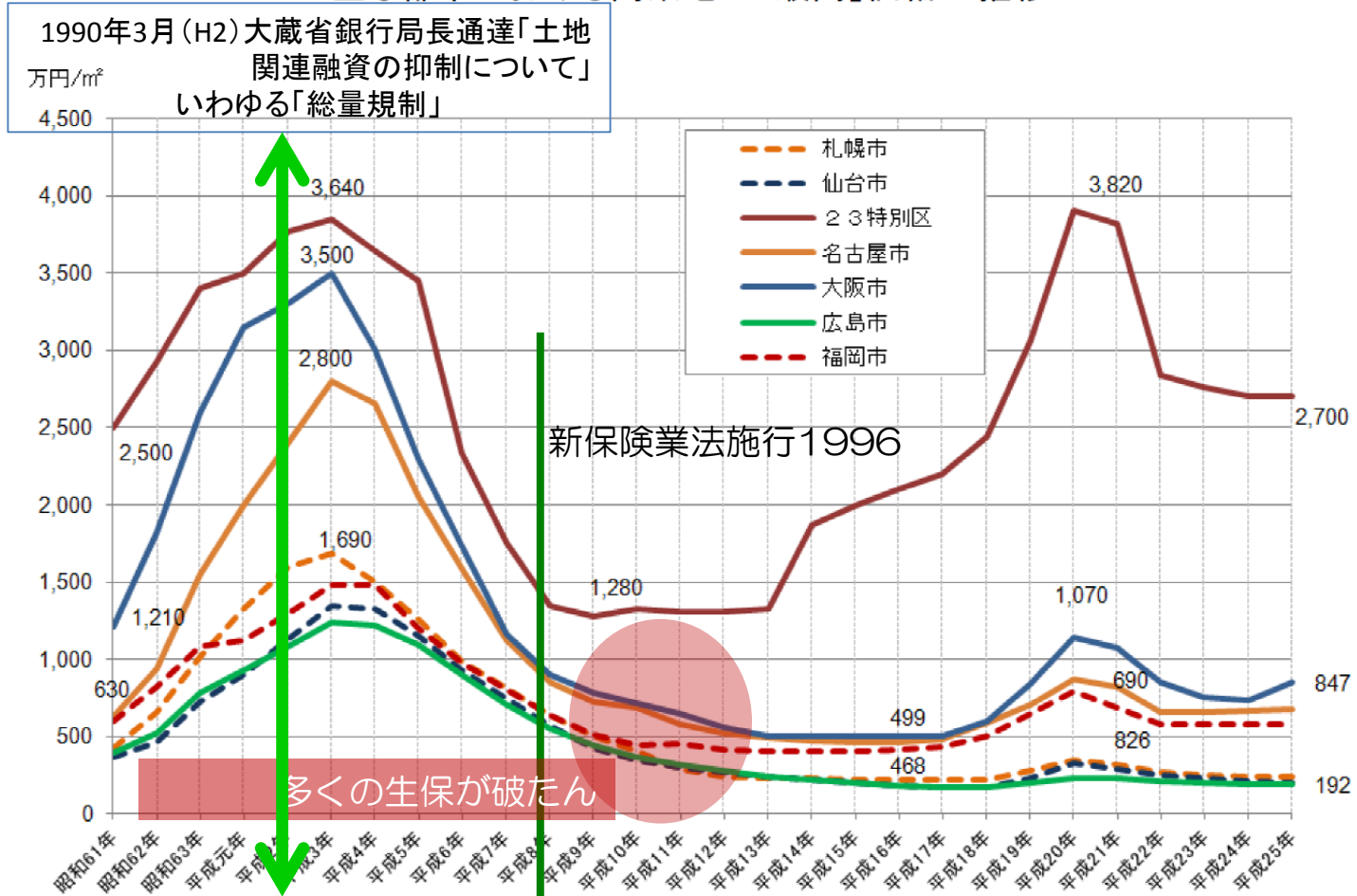


主要都市の商業地の最高価格推移

2015/6/23

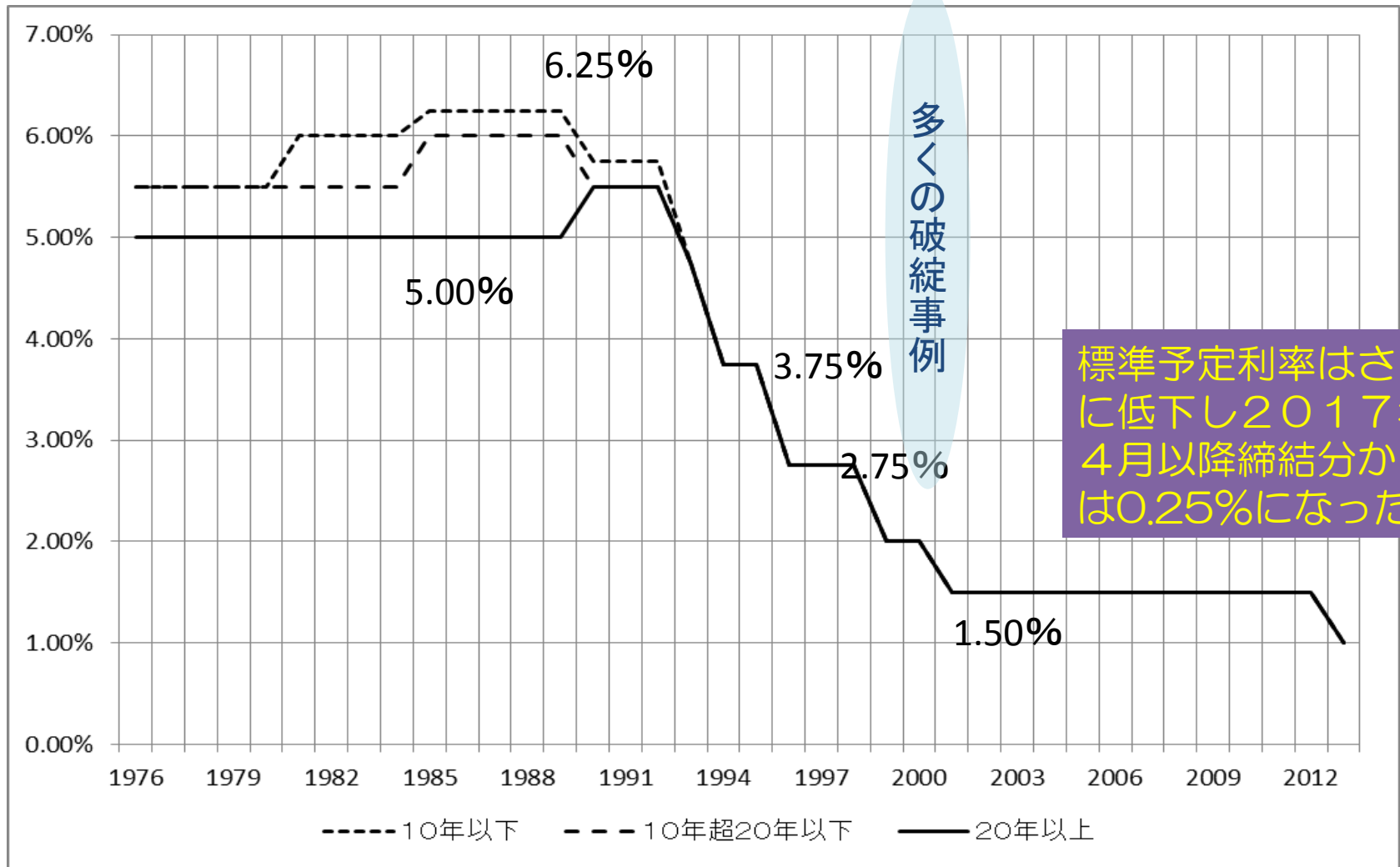
主な都市における商業地の「最高」価格の推移

主な都市における商業地の「最高」価格の推移



ダウンロード: [PDFファイル](#)

予定利率推移



日本の生命保険会社の集中的な破たん

	破綻時	処理完了	債務超過額	予定利率	
				破綻前 (平均)	破綻後 (上限)
日産生命	97年04月	97年10月	3,029億	不明	2.75%
東邦生命	99年06月	00年03月	6,500億	4.79%	1.50%
第百生命	00年05月	01年04月	3,177億	4.46%	1.00%
大正生命	00年08月	01年03月	365億	4.05%	1.00%
千代田生命	00年10月	01年04月	5,950億	3.70%	1.50%
協栄生命	00年10月	01年04月	6,895億	4.00%	1.75%
東京生命	01年03月	01年10月	731億	4.20%	2.60%
大和生命	08年10月	09年04月	643億	3.00%	1.00%

破たんへの道筋（諸説あり）

規模の拡大

配当競争

一時払養老
金利依存契約

配当原資は
利息配当だけ

金利のよい外国債券購入
少し楽をして稼ごうと思った

1985年のプラザ合意
外国債券が毀損した

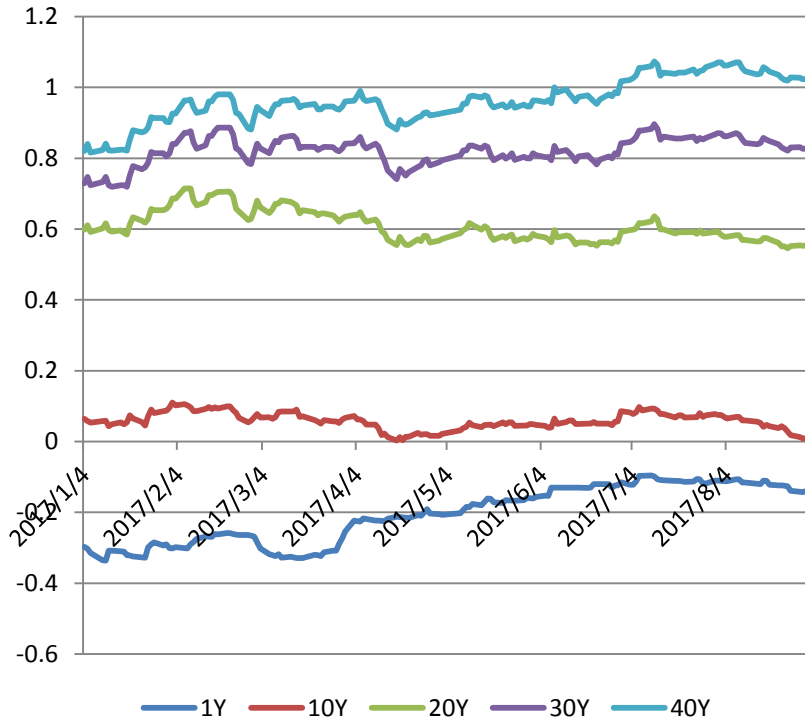
- 利配収入の確保は問題なし
- 株価はまだ高かった
- 金利もまだ大丈夫
- 10年たてば元に戻る（根拠のない慰め）
- 他社も同様（これも慰め）

ところが！！ 株価の暴落・金利の急降下
なお、不動産もこのとき急落している

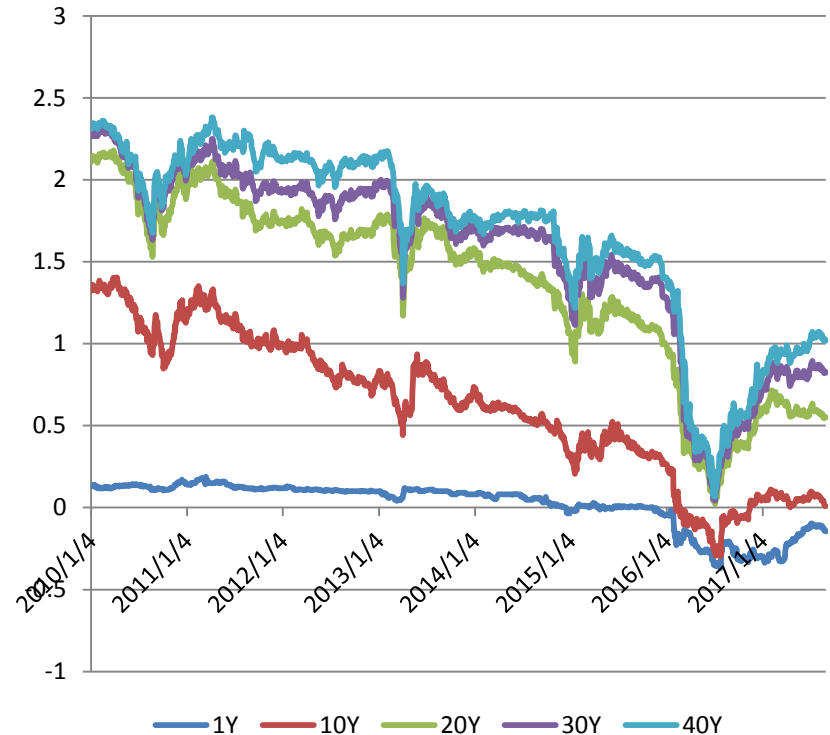
破たん

近時の日本国債の流通金利

今年の日本国債金利



2010年からの日本国債金利



- 全体的に上昇傾向が見える
- 2013年の谷間は日銀の金融政策の変化が影響している
- 今年に入ってから長期債を中心に本当に緩やかに上昇
- 40年債でも2%に達していない
- 10年未満の債券はほぼほぼマイナス金利

まとめ+アルファ

下記はあくまで個人的な見解ですが

- 生命保険契約は長期の契約である
- 破綻だけは絶対に起こしてはいけない
- アクチュアリーだけがプロフェッショナルではない
- 法律・マーケティング・医学・リスク管理などの専門家が自らの力を出し合う職場である
- 「永続性のある経営」を行うことを心のよりどころとしなければならない
- 短期的な収益目標は極めて危険
- 危険差益を大事に育てる企業であるべき
- 今後は充実した内部留保が会社の命運を決める
- うまく行っているものを変える必要はない
- 営業職員による販売は成功している
- 格言「乱気流に入ったら練達のパイロットは一旦操縦桿を手から離す、無駄な操縦は死期を早める」

ありがとうございました

